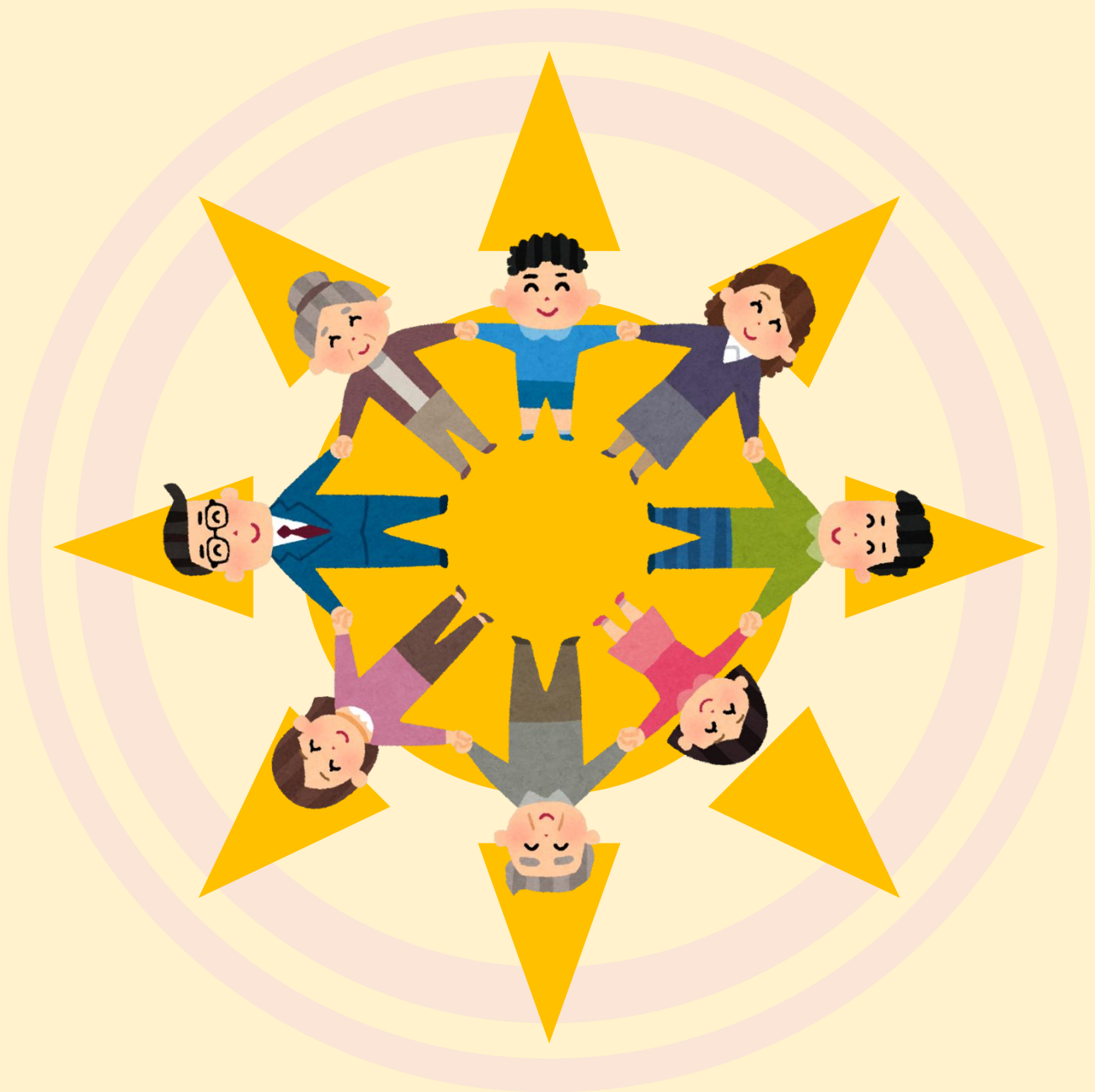




子どもたちの健やかな成長のために

(いじめ防止^{けいはつ}啓発資料)

板橋区立高島第五小学校

皆様へ

子どもたち一人ひとりが安心して楽しく学校生活を送れるようにしていくためには、大人が子どもたちに適切にかかわり、子どもたちがよりよい人間関係をつくる必要があります。

そのために高島第五小学校では、授業だけでなく、学校生活を通して、お互い^{たが}を尊重^{そんちよう}し合うこと、仲間の大切さなど、人とのかかわりを学べるよう様々なことに取り組んでいます。

そして何より、よりよい人間関係をつくるためには、保護者^{みなさま}の皆様や地域の皆様と手^たを携^{たずさ}え、子どもたちを温かく見守り、子どもたちの心を育てていくことが大切です。

本リーフレットを通して、保護者^{みなさま}の皆様と高島第五小学校とが、子どもたちの健やかな成長について共に考えてい



いじめとは？

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

「いたずら」や「いじわる」、^ば場を^も盛り上げようと「いじる」ことも、^う受けた側が^{がわ}どう^う受け止めるかによって、すべて「いじめ」になります。

^{しんせつ}親切のつもりで^{ちゅうい}注意したこともいじめなのかな？



いじめとは？

たとえば・・・

Aさんは、何も
はつげん
発言していないな。

グループとして意見
いけん
をまとめます。

はつげん
発言することが
にがて
苦手なのに、無理
やり言わせないで
ほしい・・・

Aさんも、グルー
プのいちいん一員として、
何かいいなよ。



ほんにん 本人が くつう 苦痛を感じていたら
「いじめ」です



ほんにん 本人のためを おも 思って つた 伝えたことも、こうい 好意から
はつげん の発言も、う 受けた側 がわ の う 受け止め方によって「い
じめ」になります。

高島第五小学校では、子どもたちに、ほんとう 本当に
あいて 相手に いや 嫌な思いをさせていないか、考えさせ
しどう る指導をしています。

コラム

「いじめの定義は変わったの？」

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ます。

いじめ防止の法律^{ほうりつ}が公布され、わたしたち大人が子どもであった頃^{ころ}は、友達同士のトラブル、ケンカであったことが、現在では、場合によって「いじめ」となります。これは、受けた側が心身に苦痛を感じているかどうかによるからです。極端^{きょくたん}に言う
と、児童・生徒の数だけ、いじめが起こる可能性があるということです。さらに、いじめを訴^{うった}えた側（被害側^{ひがいがわ}）に対して、相手側（加害側^{かがいがわ}）も同時に被害を訴える場合も考えられます。

小さいいじめの芽^めを見逃^{みのが}さず、行為の対象となった子どもの立場に立って、嫌^{いや}だと感じていることを解消^{かいしょう}し、よりよい人間関係をつくっていくことが大切です。

（急^{きゅう}におされ）
ギャーツ やめて！

ちょっかいをしたり、
されたりすることも
いじめになるのかな。

この間の
しかえ
仕返しだ！



いじめは、行為の対象となった子どもが心身^{こうい}
くつう
に苦痛を感じているかどうかによります。

たとえ、お互い^{たが}にちょっかいを出し合う関係
であっても、苦痛を感じている関わり方であれば、「いじめ」になります。



いじめにどう対応する？

子どもは…



いじめを防ぎ、いじめられた人を守るための法律
があります。「いじめ防止対策推進法」

《いじめの定義》

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、(中略) 他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって（中略）心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめの禁止》

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

など

もしもいじめられたら・・・

○いじめから守ってくれる大人（家族や学校の先生、スクールカウンセラー）に相談しよう。

○友達に相談しよう。

○いじめがなくなるまで、何度でも相談しよう。

あなたがだれかをいじめているとしたら・・・

○すぐにやめよう。

○やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといった不安などからやめられないときは、大人（家族や学校の先生）に相談しよう。

だれかがいじめられているのを見たら・・・

○学校の先生にすぐに相談しよう。

○いじめられている人を支えてあげよう。

○勇気を出して、いじめを止めよう。

いじめにどう対応する？

学校は…



- いじめを防止するための基本的な指針となる「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、公表しています。
- いじめ問題に対応するために、「学校いじめ対策委員会」を設置しています。
- いじめを早期に発見するために、アンケート調査や個別面談等を実施しています。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、教育相談体制を充実させています。

いじめが起これたら・・・

- 担任の先生等を窓口として、学校や家庭、関係機関等が連携して対応します。
- いじめの相談を受けた先生や、いじめを発見した先生は、その内容を「学校いじめ対策委員会」において、校長先生をはじめとして、学校内で共有します。
- まず、いじめを受けた子どもを保護し、いじめを受けた子どもの不安や心配をしっかりと受け止めます。
- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもに話を聞いたり、場合によっては、クラスの子どもたちへのアンケートや聴き取りなどを行ったりして、正確な事実を把握します。
- いじめを行った子どもに対して、自分の行いの非に気付かせ、反省の気持ちをもたせるよう指導していきます。
- いじめを解消するのはもちろん、今後の学校生活に中で、どのように関わればよりよい関係を築くことができるか話し合います。

いじめの解消には、「いじめに係る行為が相当の期間（3か月間を目安）止んでいること」、「被害の子どもが心身の苦痛を感じていないこと」という2つの条件を満たす必要があります。「謝罪した」、「仲直りした」など、表面的かつ安易な判断により、被害の子どもへの対応を終えてしまうことがないようにします。

いじめにどう対応する？

御家庭では…



○子どもが自身で人間関係を築いていくために、子どもが自ら解決すべきこと、保護者の支援^{しえん}が必要なことを相談していきましょう。

○「自分の子どもがいじめられていないか」が気にかかるところですが、「自分の子どもがいじめていないか」と考えることも大切です。

○子どもを見守る大人として、自分の子どもが集団の中でどのような様子なのか、子どもをよく知ることが大切です。

保護者は、（中略）その保護する子どもに対し、いじめを行ってはならないことを十分に理解させるとともに（中略）必要な指導を行うように努めるものとする。「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例 第6条」

いじめが起こったら・・・

○子どもの話だけで判断せず、担任や保護者の仲間に相談しましょう。板橋区教育委員会や東京都にも相談窓口があります。

○いじめの問題について、子どもから相談を受けたら、子どもの意思や考えを尊重^{そんちょう}し、気持ちに寄り添^よって考えることが大切です。

○いじめられている場合は、親にとって子どもは大切な存在であることを伝えながら、無理に聞き出そうとせず、子どもが安心して話せるようになるまで、温かく見守っていくことも大切です。

○いじめている場合は、子どもとの対話の時間が大切です。「あなたのことが大切だ」ということを前提に、いじめがいかに人の心を傷つけるかを話し、子どもの成長を信じて、反省^{うなが}を促しましょう。

○いじめを受けた場合、保護者として許せない気持ちになることは当然です。学校は、いじめた子どもに対して、自身の行いの非^ひに気付かせ、反省の気持ちを醸成^{じょうせい}していきます。そのためには、関係する大人の協力や連携^{れんけい}が大切です。

いじめは、背景や要因、子どもを取り巻く環境など、一件ごとに状況は異なります。こちらに記載した「いじめが起こったら…」は、1つの例としてお読みください。大切なのは、『こども基本法』の理念にも示されているとおり、全ての子どもに寄り添って対応することです。

いじめの重大事態とは？

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法 第28条」

💡 いじめの重大事態への対応は、いじめ^{こうい}行為をやめさせるとともに、いじめ行為の事実関係を可能な限り調べ、今後、同じようないじめが起こらないように^{ぼうしやく}防止策を講じることが目的です。

いじめの重大事態とは？

生命、心身に重大な被害^{ひがい}の例

- リストカットなどの自傷^{じしょうこうい}行為や自殺^{きと}を企図した
- 暴力を受け、大きな怪我^{けが}（骨折^{こっせつ}、脳震盪^{のうしんとう}等）を負った
- 刃物^{はもの}でさされそうになった
- 心的外傷^{しんてきがいしょうご}後ストレス障^{しょうがい}害^{しんだん}と診断された
- 嘔吐^{おうと}や腹痛^{ふくつう}などの心身性の身体反応が続いた
- 多くの人の前でズボンや下着^ぬを脱がされた

等

財産に重大な被害^{ひがい}の例

- 複数の子どもからお金を渡^{わた}すよう強要され、総額1万円を渡した
- スマートフォンを故意^{こわ}に壊された

等

不登校や転校となった例

- クラスの友達からの厳しい言葉が原因となり、不登校となった
- 部活動でチームメートから^{きび}厳しい言葉をかけられたり、冷たい態度をされたりしたため、転校した

等



どう対応する？

学校の対応

- いじめを受けている子どもの保護を^{さいゆうせん}最優先に行います。
- 学校いじめ対策委員会^{かいさい}を開催し、どのように対応をしていくか方針^{ほうしん}を決めます。
- 教育委員会に報告し、協力^{あお}を仰ぎます。
- 犯罪行為^{はんざいこうい}として取り扱^{あつか}う場合は、警察^{けいさつ}に相談し、連携^{れんけい}して対応します。



事実関係^{かくにん}の確認と再発防止のため、調査（※）を始めます

○「いじめを受けたとされる子どもと保護者」や「いじめをしたとされる子どもと保護者」に右の内容を説明して理解を得ます。

○説明したことを基にアンケートや聴き取り^きなどで調査します。

○いじめをした子どもを指導し、その保護者にも^{れんらく}連絡をして協力を得ます。

○学校の対応にも問題はなかったか調べます。

○調査で分かった事実を基に、いじめの発生原因^{ぶんせき}を分析します。

○特定できたいじめの発生原因から再発防止のための取組を考えます。

○いじめを受けた子どもと保護者に調べたことや原因、再発防止の取組などを説明します。また、いじめをした子どもの保護者にも同様に説明します。

○再発防止の取組を行い、経過を観察し、定期的に保護者へ^{れんらく}連絡します。

<事前説明の内容>

- ・調査の目的
- ・調査する人たち
- ・調査の時期と期間
- ・調査する内容
- ・調査の方法
- ・調査結果の伝え方

※調査は関係者の任意の協力で行うものです。警察^{けいさつ}による捜査^{そうさ}のような強制力はありません。調査を行っても、事実関係を明らかにできないこともあります。また、調査を行うのは、学校内の組織または教育委員会内の組織となります。ケースごとに異なり、教育委員会が決定^{こと}します。

どう対応する？

御家庭での対応例

保護者として、不安な気持ちや許せない気持ちなど、さまざまな感情が^{あふ}溢れてくることは当然です。気持ちを整理するまで時間がかかってしまうと思います。そんな時は、率直に今の気持ちを教員やスクールカウンセラー、各種相談機関^{かくしゅそうだんきかん}に話してください。板橋区教育委員会や東京都にも相談窓口^{そうだんまどぐち}があります。



いじめ問題を解決していくためには、いじめが発生した集団に所属するすべての子どもたちと保護者の協力が必要です。

解決に向けて一緒に^{いっしょ}考えていきましょう。

○いじめの重大事態の調査や対応は、「いじめをした子どもを^{ばっ}罰する」、「不十分な対応を行った教職員を^{ばっ}罰する」といった処罰^{しよばつ}するために設けられたものではなく、いじめをした子どもへの指導を行い、よりよい人間関係を築けるよう成長を支えていくとともに、調査を通して学校の取組を検証し、二度と同様のいじめを起こさせないためにどうすることが必要かを考えることが目的です。

○いじめを解消し、子どもたちの健やかな成長に向けて、学校が行う調査に^{ごりかい}御理解と御協力^{ごきょうりよく}をいただくなど、学校と家庭とが^{れんけい}連携^{れんけい}をすることが大切です。

○いじめの解消に向けて、子どもの意思や考えを^{そんちよう}尊重し、子ども自身がどうしたいかを引き出すなど、気持ちに^{よそ}寄り添^{よそ}って一緒に^{いっしょ}考えてあげることが大切です。

コラム

『子どもにとって、いじめは相談しにくいもの・・・』

- ・ 最近元気がなく、表情がさえない
- ・ 話しかけるのを嫌がる^{いや}
- ・ 持ち物がよくなる
- ・ 原因不明の体の傷^{きず}や持ち物の汚れ^{よご}がある
- ・ イライラすることが増えた
- ・ 頻繁^{ひんぱん}にお金をねだる
- ・ 友達^{れんらく}からの連絡に対して表情が暗い
- ・ 登校^{いや}を嫌がる、体調不良で休みたがる など



子どもの様子で気になることがあれば、まずは学校に相談してください。

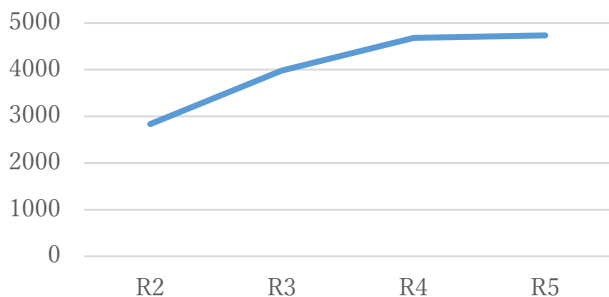


校内のスクールカウンセラー、各種^{かくしゅそうだんきかん}相談機関にも相談できます。

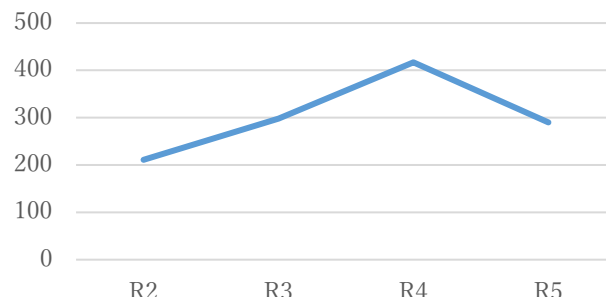
板橋区教育委員会や東京都にも相談^{そうだんまどぐち}窓口があります。

コラム 『いじめって増えているの？（いじめの認知件数）』

板橋区におけるいじめの認知件数
(小学校)



板橋区におけるいじめの認知件数
(中学校)



板橋区立小学校と中学校のいじめの認知件数の合計

『令和5年度 板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査』より

文部科学省の『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』によると、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、732, 568件（前年度681, 948件）であり、前年度に比べ50, 620件（7.4%）増加しました。

板橋区立学校のいじめ認知件数の合計については、中学校において、令和4年度に比べわずかに減少しましたが、小中学校を合わせると5000件を超える状況で、全体的には増加傾向です。

このことは、いじめの深刻な状況が続いていることを示す一方で、どのようないじめも見逃さないという意識が学校に浸透してきた結果と捉えることもできます。

いじめ対応において重要なのは、未然防止はもちろんですが、早期発見と解消に向けた指導です。

かけがえのない子どもたちをいじめから守りましょう！



そうだんまどぐち
相談窓口

高島第五小学校 ☎03-3975-6823

月曜日～金曜日 8:00～16:30

いたばしくきょういくそうごうそうだん

板橋区教育総合相談 ☎03-3579-2199

月曜日～金曜日 9:00～17:00

板橋区いじめ110番 ☎03-3964-1370

月曜日～金曜日 9:00～17:00

夜間及び土日祝日は留守番電話対応
るすばんでんわたいおう

とうきょうときょういくそうだん

東京都教育相談センター

とうきょうと そうだん
「東京都いじめ相談ホットライン」

☎0120-53-8288

24時間受付
じかんうけつけ

とうきょうとしどうそうだん

東京都児童相談センター

とうきょうこども
「東京子供ネット」 ☎0120-874-374

へいじつ 平日 9:00～21:00 どのちしゅくじつ 土日祝日 9:00～17:00

けいしちょう しょうねんそうだんかかり
警視庁 少年相談係

「ヤング・テレホン・コーナー」

☎03-3580-4970

月～金 8:30～17:15 せんもん たんとうしゃ しんりしよく けいさつかん たいおう
専門の担当者（心理職・警察官）が対応

やかん どのちしゅくじつ ねんまつねんし しゅくちよく けいさつかん たいおう
夜間・土日祝日・年末年始 宿直の警察官が対応

とうきょうときょういくそうだん

東京都教育相談センター（文部科学省より委託）

じかん こどもえすおーえす
「24時間子供SOSダイヤル」

☎0120-0-78310

24時間対応
じかんだいおう